

弥富市予定価格事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市（以下「市」という。）が行う競争入札について、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため、予定価格の事前公表を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表の対象とする案件は、市が発注する建設工事並びに設計、監理、調査及び測量の業務並びに物品の買入れ又は借入れ、役務の提供等について電子入札を実施するもののうちから市長が決定する。

(公表する予定価格)

第3条 事前公表する予定価格は、弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第8号）第15条の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表は、一般競争入札については入札公告に、指名競争入札については指名通知書に記載する方法により行う。

(入札の方法)

第5条 入札回数は1回とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による再度の入札は行わない。また、第1回目の入札が不調であった場合は、指名替え又は廃案にするものとし、同令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約は行わない。なお、一般競争入札においては、再度、入札参加希望者を募集するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 弥富市建設工事予定価格事前公表実施要領（平成22年）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。